

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月8日

四日市市長 森 智 広

四日市市規則第72号

四日市市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

四日市市職員特殊勤務手当支給規則（平成16年四日市市規則第29号）の一部を次のように改正する。

改正後					
別表（第2条関係）					
種類		勤務内容	区分	手当額	備考
(略)					
災害応急作業等手当	第1種	災害対策本部等の指示命令により、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある現場において行う災害応急作業、災害応急作業のための災害状況の調査、警防又は救急活動に従事したとき。	日額	1,080円	ただし、日没時から日出までに従事したときは540円以内の額を、任命権者が著しく危険であると認める現場で作業に従事したときは、1,080円以内の額を、それぞれ加算することができる。
	第2種	災害対策本部等の指示命令により、職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に	日額	1,080円	ただし、深夜に従事したときは、540円以内の額を加算することができる。

		<u>において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項又は第23条の2第1項の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う関係行政機関等との災害応急対策に係る連絡調整、避難所運営、罹災証明に係る家屋調査等の業務に従事したとき。</u>			
(略)					
緊急消防援助隊等手当	第1種	消防吏員が消防組織法（昭和22年法律第226号）第45条第1項に規定する緊急消防援助隊として、災害が発生した市町村に出動し、消防の応援等に従事したとき。	日額	<u>1,080円</u>	ただし、日没時から日出までに従事したときは <u>540円以内の額を、任命権者が著しく危険であると認める現場で作業に従事したときは1,080円以内の額をそれぞれ加算することができる。</u>
	第2種	消防吏員が消防組織法第39条第2項の規定により締結され	日額	<u>1,080円</u>	ただし、日没時から日出までに従事したときは

		<u>た三重県内消防相互 応援協定に基づき、 災害が発生した市町 に出動し、消防の応 援等に従事したとき (緊急消防援助隊が 出動する規模の災害 が発生した場合に限 る。)</u>			<u>540円以内の 額を、任命権者 が著しく危険で あると認める現 場で作業に従事 したときは1, 080円以内の 額をそれぞれ加 算することがで きる。</u>
	第3種	(略)			
(略)					

改正前					
別表（第2条関係）					
種類		勤務内容	区分	手当額	備考
(略)					
<u>災害危険作業出 動手当</u>		<u>災害対策本部の指示 命令により、職員が 災害の拡大を防止す るために行う災害応 急対策又は応急的な 災害復旧業務に従事 したとき。</u>	日額	<u>530円</u>	
(略)					
緊急消 防援助 隊等手 当	第1種	消防吏員が消防組織 法（昭和22年法律 第226号）第45 条第1項に規定する 緊急消防援助隊とし て、災害が発生した	日額	<u>840円</u>	<u>ただし、任命権 者が著しく危険 であると認めた ときは、840 円以内の額を加 算することがで</u>

		市町村に出動し、消防の応援等に従事したとき。			きる。
	第2種	(略)			
(略)					

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

(総務部人事課)